

令和6年度

財政援助団体等監査結果報告書

荒川区監査委員



6 荒監第 1 9 9 号  
令和 7 年 3 月 1 2 日

荒 川 区 長 殿  
荒川区議会議長 殿

荒川区監査委員 本 渡 章  
同 望 月 壽 夫  
同 菅 谷 元 昭

令和 6 年度財政援助団体等監査結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体等（補助金等交付団体、出資団体、公の施設の指定管理者）の監査を行ったので、同法同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告書を次のとおり提出します。



## 1 監査の種類及び目的

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査であり、「荒川区監査委員監査基準に準拠し、財政援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われているか。」について監査を実施した。

## 2 実施期間

令和 6 年 12 月 13 日（金）から令和 7 年 2 月 5 日（水）まで

## 3 監査対象団体等

監 査 対 象		関係部	財政的援助等 内容
団 体 等			
1	公益財団法人 荒川区自治総合研究所	総務企画部	出捐金 補助金
2	社会福祉法人 仁風会館 [仁風保育園]	子ども家庭部	補助金
3	学校法人 北豊島学園 [北豊島幼稚園]	子ども家庭部	補助金
4	荒川区職員互助会	管理部	交付金
5	公益社団法人 荒川区シルバー人材センター [荒川区立荒川授産場]	福祉部	指定管理者
6	特定非営利活動法人 かがやき [小台橋あさがお、町屋あさがお]	福祉部	補助金
7	株式会社 ポピンズエデュケア [南千住ふれあい館]	区民生活部	指定管理者
8	Animo Plus 株式会社 [花さと保育園]	子ども家庭部	補助金
9	社会福祉法人 東萌会 [荒川区立南千住七丁目保育園]	子ども家庭部	指定管理者
10	社会福祉法人 聖風会 [荒川区立特別養護老人ホームグリーンハイム荒川] [荒川区立グリーンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター]	福祉部	指定管理者

#### **4 監査の実施内容**

監査対象団体等及び区関係部署から提出された監査資料、並びに監査対象に該当する事業等について関係書類を調査し、必要に応じて関係者から説明を聴取し、監査を実施した。

#### **5 監査の着眼点、対象とする範囲、監査日及び監査の結果**

監査の着眼点、対象とする範囲、監査日及び監査の結果は、対象団体別に示すとおりである。監査報告書に記載するに至らない事項については、その都度注意した。今後の執行に当たっては十分に検討し、注意して取り組まれない。

財政援助団体等を所管する各部署においては、事務事業執行のより一層の適正化と効率化に向けて、各団体へ適切な指導及び助言について努められたい。

## 対 象 団 体 別 目 次

	頁
1 公益財団法人 荒川区自治総合研究所	1
2 社会福祉法人 仁風会館 (仁風保育園)	3
3 学校法人 北豊島学園 (北豊島幼稚園)	6
4 荒川区職員互助会	8
5 公益社団法人 荒川区シルバー人材センター (荒川区立荒川授産場)	10
6 特定非営利活動法人 かがやき (小台橋あさがお、町屋あさがお)	12
7 株式会社 ポピンズエデュケア (南千住ふれあい館)	14
8 Animo Plus 株式会社 (花さと保育園)	16
9 社会福祉法人 東萌会 (荒川区立南千住七丁目保育園)	18
10 社会福祉法人 聖風会 (荒川区立特別養護老人ホームグリーンハイム荒川) (荒川区立グリーンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター)	20



# 1 公益財団法人 荒川区自治総合研究所

## 第1 監査対象の概要

### 1 団体の概要

公益財団法人荒川区自治総合研究所（以下「研究所」という。）は、事務所を荒川区荒川二丁目11番1号（荒川区役所北庁舎内）に置き、平成21年10月1日に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき一般財団法人として設立され、平成23年8月1日に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく公益財団法人の認定を受けた法人である。

#### (1) 設立目的

研究所は、荒川区が基礎自治体として政策形成力の向上及び質の高い区民サービスの提供を図るために、区が抱える課題等について多角的かつ中長期的な視点に立って調査研究を行い、区に対し政策提言等を行うことにより、地域社会の健全な発展に寄与することを目的としている。

#### (2) 主な事業

- ア 荒川区の課題等に関する調査研究及び助言・提言並びに政策立案支援
- イ 荒川区職員の人材育成に関する事業
- ウ 荒川区内外への調査研究結果・情報等の発信、交流に関する事業
- エ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

#### (3) 組織

研究所は、理事4名、監事2名、評議員3名、職員7名（常勤5名[区派遣]、非常勤2名[財団固有]）をもって構成されている。

## 2 補助事業の概要

### (1) 補助の目的

研究所の安定的かつ適切な運営を図り、もって区の政策形成力の向上及び質の高い区民サービスの提供に寄与する。

### (2) 補助事業の内容

研究所を管理運営するに当たって必要な事務、区の課題等に関する調査研究及び助言・提言並びに政策立案支援、区職員の人材育成に関する事業、区内外への調査研究結果・情報の発信、交流に関する事業、研究所の目的を達成するために必要な事業のうち、区長が認めたもの

## 3 区との財政援助等の関係

区は、研究所の基本財産として300万円を出捐しているほか、運営に関する補助金を交付している。

## 第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

### 1 監査の着眼点

#### (1) 研究所

ア 事業運営は出捐目的及び補助目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 出捐金及び補助金等に係る会計処理は適正に行われているか

#### (2) 総務企画部

ア 研究所に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

### 2 監査の対象とする範囲

令和5年度の出捐金及び補助対象事業について実施した。

### 3 監査日

(1) 研究所 令和6年12月13日(事務監査)

(2) 総務企画部 令和6年12月13日(事務監査)

## 第3 監査の結果

令和5年度の出捐金及び区補助金実績は、次表のとおりである。

#### (1) 出捐金

区が研究所に出捐した300万円は、研究所の基本財産として運用していた。

#### (2) 補助金実績

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
職 員 人 件 費	13,498,000	13,246,984	251,016
運 営 費	1,399,000	896,050	502,950
調 査 研 究 等 事 業 費	5,148,000	2,205,927	2,942,073
合 計	20,045,000	16,348,961	3,696,039

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

## 2 社会福祉法人 仁風会館 (仁風保育園)

### 第1 監査対象団体の概要

#### 1 団体の概要

社会福祉法人仁風会館（平成12年4月1日設立。以下「仁風会館」という。）は、事務所を荒川区荒川二丁目41番1号に置き、保育所の経営を行っている。

#### 2 補助事業の概要

##### (1) 補助の目的

区は、仁風会館に対して、仁風保育園の活動を支援・育成することを目的として補助金を交付している。

##### (2) 補助事業の内容

仁風会館は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に基づく児童福祉施設として、荒川区二丁目41番1号に仁風保育園を設置運営している。

仁風保育園の施設概要及び入所児童数は次表のとおりである。

（単位：名）

所在地	荒川区荒川二丁目41番1号	（令和5年4月1日現在）	
施設概要	鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建の1・2階 延床面積 910.53㎡	区 分	入所児童数
	主な施設	0 歳 児	4
	①乳児室・ほふく室 144.21㎡	1 歳 児	22
	②保育室・遊戯室 312.77㎡	2 歳 児	23
	③調理室 37.53㎡	3 歳 児	20
	④事務室・保育士室 60.26㎡	4 歳 児	19
	⑤沐浴室 13.80㎡	5 歳 児	24
	⑥調乳室 9.40㎡	合 計	112
⑦トイレ 39.55㎡			

##### (3) 施設の職員体制

仁風保育園の職員体制は、園長1名、主任1名、保育士24名（非常勤4名を含む）、栄養士3名、看護師1名、他非常勤職員13名をもって構成されている。

### 3 区との財政援助等の関係

区は、仁風会館に対して、仁風保育園の保育所運営費等に要する経費の一部を補助している。このほか、区は、私立保育所運営費の扶助費及び緊急一時保育事業の委託料を支出している。

## 第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

### 1 監査の着眼点

#### (1) 仁風会館

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

#### (2) 子ども家庭部

ア 仁風会館に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

### 2 監査の範囲

令和5年度の補助対象事業について実施した。

### 3 監査日

(1) 仁風会館 令和6年12月18日（委員監査・事務監査）

(2) 子ども家庭部 令和6年12月18日（委員監査・事務監査）

## 第3 監査の結果

令和5年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
私立保育所の入所児等に対する助成金	16,035,610	16,035,610	0
子育て施設等における物価高騰緊急対策補助金	1,013,071	1,013,071	0
子育て施設等における防災備蓄品購入補助金	64,500	64,500	0
保育所等における送迎バス等安全対策支援補助金	1,347,000	1,347,000	0
新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援補助金	93,060	93,060	0
保育施設等における非常通報装置設置に係る補助金	256,520	256,520	0
合 計	18,809,761	18,809,761	0

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められた。

しかしながら、仁風会館及び子ども家庭部については、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、会計処理において一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で注意した。

### 3 学校法人 北豊島学園 (北豊島幼稚園)

#### 第1 監査対象の概要

##### 1 団体の概要

学校法人 北豊島学園（昭和26年3月9日設立。以下「北豊島学園」という。）は、事務所を荒川区東尾久六丁目34番24号に置き、学校教育を行うことを目的とし、北豊島幼稚園、北豊島高等学校、北豊島中学校を設置している。

##### 2 補助事業の概要

###### (1) 補助の目的

園児の保護者に対し、入園料、保育料及び給食費等の一部を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、公立と私立の幼稚園間の保護者負担の格差是正を図り、もって幼稚園教育の振興に資することを目的とする。

また、魅力ある園づくりや施設の安全性の向上を図るため教育環境整備を行った場合に、その経費の一部を補助し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的としている。

###### (2) 補助事業の内容

北豊島学園は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条及び第22条に基づく幼稚園として、昭和24年12月28日に荒川区東尾久六丁目34番24号に北豊島幼稚園を設立し、運営している。

###### (3) 施設の職員体制及び園児数

北豊島幼稚園の職員体制は、園長1名、教員9名（他に兼務2名）、事務室職員5名（他に兼務1名）をもって構成されている。

園児数及び学級数は次表のとおりである。

（令和5年5月1日現在）

	3歳児	4歳児	5歳児	合計
園児数	54名	62名	57名	173名
学級数	2学級	2学級	2学級	6学級

#### 3 区との財政援助等の関係

区は、北豊島学園に対して、北豊島幼稚園の保護者の負担軽減、また特色ある幼児教育の推進及び教育環境を向上させることを目的として補助金を交付している。

## 第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

### 1 監査の着眼点

#### (1) 北豊島学園

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

#### (2) 子ども家庭部

ア 北豊島学園に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

### 2 監査の範囲

令和5年度の補助対象事業について実施した。

### 3 監査日

(1) 北豊島学園 令和7年1月7日（委員監査・事務監査）

(2) 子ども家庭部 令和7年1月7日（委員監査・事務監査）

## 第3 監査の結果

北豊島学園における令和5年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
私立幼稚園等園児 保護者補助金	53,305,160	53,305,160	0
私立幼稚園等給食費 保護者補助金	15,164,100	14,047,138	1,116,962
私立幼稚園等学級補助員 配置補助金	3,618,513	3,618,513	0
私立幼稚園送迎バス等 安全対策支援事業費補助金	2,146,000	2,146,000	0
子育て施設等における物価 高騰緊急対策補助金	1,544,412	1,544,412	0
私立幼稚園等教育環境 整備補助金	3,873,000	3,719,500	153,500
私立幼稚園等安全対策 事業費補助金	128,260	128,260	0
私立幼稚園等 施設整備費補助金	1,442,000	1,442,000	0
子育て施設等における防災 備蓄品購入補助金	105,000	105,000	0
保育従事職員宿舍借上支援 事業補助金	861,000	861,000	0
合 計	82,187,445	80,916,983	1,270,462

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

## 4 荒川区職員互助会

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

荒川区職員互助会（昭和27年4月1日設立。以下「互助会」という。）は、事務所を荒川区荒川二丁目2番3号（荒川区役所内）に置き、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条の規定に基づき設立された組織で、区職員相互の共済及び福利厚生を図ることを目的としている。

#### 2 交付事業の概要

##### （1）交付の目的

区は、事業者責任の一つとして、業務執行に必要な経費の一部を交付することにより、職員の生活の充実及び福利厚生を増進を図ることを目的としている。

##### （2）交付事業の内容

互助会は、区から交付金を受けて次の事業を行っている。

- ア 共済給付に関すること。
- イ 会員の保養及び福利施設に関すること。
- ウ 貸付事業に関すること。
- エ 文化・体育事業に関すること。
- オ その他本会の目的達成に必要なこと。

##### （3）組織

互助会は、事務局を区管理部職員課に置き、役員は名誉会長1名、会長1名、副会長2名、常任理事1名、理事20名、会計1名、会計監事2名、事務局職員4名（区職員兼職）をもって構成されている。

また、令和6年3月31日現在の会員数は2,720名である。

#### 3 区との財政援助等の関係

区は、互助会に対し、交付金を交付している。

### 第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

#### 1 監査の着眼点

##### （1）互助会

- ア 交付事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか
- イ 交付金に係る会計処理は適正に行われているか

##### （2）管理部

- ア 互助会に対する指導監督は適切か

イ 交付金交付の手續及び時期は適切か

## 2 監査の範囲

令和5年度の交付対象事業について実施した。

## 3 監査日

- (1) 互助会 令和7年1月9日(委員監査・事務監査)
- (2) 管理部 令和7年1月9日(委員監査・事務監査)

## 第3 監査の結果

令和5年度の区交付金事業実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
厚生事業費等	32,171,000	32,171,000	0

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

## 5 公益社団法人 荒川区シルバー人材センター (荒川区立荒川授産場)

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

公益社団法人荒川区シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、昭和55年に任意団体として発足し、同年社団法人として認可を受け、平成23年4月1日に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく認定を受けた法人である。

また、荒川区立荒川授産場（以下「授産場」という。）は、一般の企業に就職することが困難な高齢者や生計困難者に設備と仕事を提供することにより、健康の保持や生きがいづくりに寄与するとともに、生活の安定の一助とすることを目的としている。

#### (1) 指定管理業務

授産場の指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

##### ア 条例第3条に規定する事業に関する業務

(ア) 作業及びそれに必要な設備の提供に関する業務

(イ) 作業の指導に関する業務

##### イ 本施設の維持管理に関する業務

(ア) 設備及び付属設備の保守点検に関する業務

(イ) 設備の清掃に関する業務

(ウ) 備品の管理に関する業務

(エ) その他の維持管理に関する業務

ウ 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

#### (2) 施設の職員体制

授産場の職員体制は場長1名、指導員6名であり、作業日には指導員を原則4人配置している。

### 2 区との財政援助等の関係

区は、センターを授産場の指定管理者（指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）に指定し、指定管理料を支出している。また、センターに対して、その安定運営を確保するため、事業に要する経費の一部について補助金を支出している。

このほか、区はセンターと児童交通誘導整理業務、自転車等放置防止・指導啓発業務等を委託契約している。

## 第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

### 1 監査の着眼点

#### (1) センター

- ア 指定管理事業は適正かつ効率的に履行されているか
- イ 指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか

#### (2) 福祉部

- ア センターに対する指導監督は適切か
- イ 指定管理料の支出等の手続は適切か

### 2 監査の範囲

令和5年度の指定管理事業について実施した。

### 3 監査日

- (1) センター 令和7年1月17日（事務監査）
- (2) 福祉部 令和7年1月17日（事務監査）

## 第3 監査の結果

令和5年度の指定管理の事業実績は次表のとおりである。

(単位：円)

収入額		20,968,576
内 訳	指定管理料	20,968,576
	利用料金収入	0
	その他収入	0
支出額		17,542,565
内 訳	運営費	406,080
	管理費	14,903,458
	人件費	1,946,367
	修繕費	286,660
	その他支出	0
収支差額		3,426,011
区への返還額		2,934,548
精算後収支差額		491,463

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

## 6 特定非営利活動法人 かがやき (小台橋あさがお、町屋あさがお)

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

特定非営利活動法人かがやき（以下「かがやき」という。）は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第12条の規定に基づき平成20年に設立し、なんらかの障がいを持つ方々を対象として、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを行っている。

#### 2 補助事業の概要

##### (1) 補助の目的

障がい者が地域の中で自立した生活が営まれるよう一般市民にその理解の促進を図り、就労等の支援又それを支える生活支援を行うことによって、全ての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりの増進に寄与することを目的としている。

##### (2) 補助事業の内容

かがやきは、事務所を荒川区町屋三丁目 28 番 2 号に置き、上記の目的を達成するために特定非営利活動として、①保健、医療又は福祉の増進を図る活動、②前①に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行い、次の事業を行っている。

ア 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

イ 共同生活援助施設

ウ その他目的を達成するために必要な事業

##### (3) 組織

かがやきは、理事9名、監事1名をもって構成され、施設には、職員56名（非常勤35名を含む。）が配置されている。

また、各施設の名称、所在地、通所在籍者数は、次表のとおりである。

（令和5年4月1日現在）（単位：名）

名 称	所 在 地	通所在籍者数
小台橋あさがお	荒川区西尾久3-12-12	68
町屋あさがお	荒川区町屋3-28-2スタートまちや内	59
合 計		127

## 2 区との財政援助等の関係

区はかがやきの活動を支援・育成するため、かがやきが運営する事業所に補助金を交付している。このほか、区は重度障害者グループホーム運営費の補助金を交付している。

## 第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

### 1 監査の着眼点

#### (1) かがやき

- ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか
- イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

#### (2) 福祉部

- ア かがやきに対する指導監督は適切か
- イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

### 2 監査の範囲

令和5年度の補助対象事業について実施した。

### 3 監査日

- (1) かがやき 令和7年1月24日（事務監査）
- (2) 福祉部 令和7年1月24日（事務監査）

## 第3 監査の結果

令和5年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区	分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
障 害 者 日 中 活 動 サ ー ビ ス 事 業 運 営 費 補 助 金		40,291,000	40,223,000	0
内	小 台 橋 あ さ が お	21,933,000	21,933,000	0
訳	町 屋 あ さ が お	18,358,000	18,290,000	68,000

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

## 7 株式会社 ポピンズエデュケア (南千住ふれあい館)

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

南千住ふれあい館の指定管理者である株式会社ポピンズエデュケア（昭和 62 年 3 月 9 日設立。以下「ポピンズエデュケア」という。）は、事務所を渋谷区広尾五丁目 6 番 6 号に置き、児童館・学童クラブ、保育所等及び高齢者厚生施設の管理・運營業務及び受託業務等を行っている。

#### (1) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

ア 荒川区ふれあい館条例第 2 条に規定する事業に関する業務

イ 施設の使用及び使用料の収納に関する業務

ウ 施設、附属設備及び備品の管理保全（軽微な修繕及び整備を含む。）に関する業務

エ 施設内外の清潔の保持及び整頓その他環境整備に関する業務

オ 災害の防止に関する業務

カ 施設の管理運営等にかかる経理に関する業務

キ 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

#### (2) 施設の職員体制

南千住ふれあい館の職員体制は、館長 1 名、常勤職員 8 名、非常勤職員 12 名である。

#### 2 区との財政援助等の関係

区は、南千住ふれあい館の指定管理業務（指定管理期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで）に要する経費として指定管理料を支出している。

このほか、区は瑞光にこここすくーの運營業務について委託料を支出している。

### 第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

#### 1 監査の着眼点

#### (1) ポピンズエデュケア

ア 指定管理事業は適正かつ効率的に執行されているか

イ 指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 区民生活部

- ア ポピンズエデュケアに対する指導監督は適切か
- イ 指定管理料の支出等の手続は適切か

2 監査の範囲

令和5年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

- (1) ポピンズエデュケア 令和7年1月27日 (委員監査・事務監査)
- (2) 区民生活部 令和7年1月27日 (委員監査・事務監査)

第3 監査の結果

令和5年度の指定管理料の実績は次表のとおりである。

(単位：円)

収入額		支出額		収支差額
指定管理料	68,032,209	管理運営費	23,061,148	
利用料収入	—	人件費	41,657,400	
その他収入	129,560	修繕費	2,548,513	
合計	68,161,769	合計	67,267,061	894,708

※ 指定管理料については、管理運営費・人件費及び修繕費の区への返還額を差し引いた金額を決算額としている。また、光熱水費については、その高騰を踏まえ実費精算としている。

※ 人件費について、当初計画で示した金額を超えた支出は、指定管理者の負担としている。

※ 修繕費については、精算後の金額を記載している。

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものとして認められた。

しかしながら、ポピンズエデュケア及び区民生活部については、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、会計処理において一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で注意した。

## 8 Animo Plus 株式会社 (花さと保育園)

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

Animo Plus 株式会社（令和元年 11 月設立。以下「Animo Plus」という。）は、本店を大阪府中央区博労町一丁目 9 番 8 号に置き、保育事業、企業研修、スクール事業を行っている。

#### 2 補助事業の概要

##### (1) 補助の目的

区は、Animo Plus が運営する東京都認証保育所「花さと保育園」に対し、荒川区認証保育所運営費等補助要綱に基づき保育を実施するために要する経費の一部を補助している。また、この補助金以外にも保育士キャリアアップ補助金等各種補助金を各補助要綱に基づき交付している。

##### (2) 補助事業の内容

花さと保育園は荒川区東日暮里五丁目 42 番 10 号日暮里アインスタワー203にある、0歳児から就学前までの乳幼児を対象とする類型A型の東京都認証保育所である。

花さと保育園の施設概要及び入所児童数は次表のとおりである。

(単位：名)

所在地	荒川区東日暮里五丁目42番10号 日暮里アインスタワー203	
施設概要	鉄骨鉄筋コンクリート造 28階建の2階部分 専用面積 165.21㎡	
	主な施設	
	①乳児室	35.96㎡
	②ほふく室	30.58㎡
	③保育室	36.95㎡
	④事務室・医務室	4.78㎡
	⑤園児用トイレ	6.86㎡
	⑥沐浴室	4.82㎡
	⑦厨房	6.64㎡
⑧その他	38.62㎡	

(令和5年4月1日現在)

区 分	入所児童数
0 歳 児	5
1 歳 児	7
2 歳 児	8
3 歳 児	5
4 歳 児	5
5 歳 児	2
合 計	32

##### (3) 施設の職員体制

花さと保育園の職員体制は、運営責任者1名、園長1名、保育士6名（非常勤2名を含む）、子育て支援員2名、保育補助3名、調理員2名をもって構成されている。

### 3 区との財政援助等の関係

区は、Animo Plus に対して、花さと保育園の活動を支援・育成することを目的として補助金を交付している。

## 第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

### 1 監査の着眼点

#### (1) Animo Plus

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

#### (2) 子ども家庭部

ア Animo Plus に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

### 2 監査の範囲

令和5年度の補助対象事業について実施した。

### 3 監査日

#### (1) Animo Plus

令和7年1月29日（事務監査）

#### (2) 子ども家庭部

令和7年1月29日（事務監査）

## 第3 監査の結果

Animo Plus における令和5年度の区補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
認証保育所運営費等補助金	49,517,020	49,517,020	0
認証保育所健康診断費・腸内検査費補助金	75,679	75,679	0
認証保育所蔵書充実推進費補助金	32,000	32,000	0
保育士等キャリアアップ補助金	6,759,000	6,688,000	71,000
保育力強化事業補助金	937,000	937,000	0
子育て支援等における物価高騰緊急対策補助金	286,881	286,881	0
子育て施設等における防災備蓄品購入補助金	16,000	16,000	0
保育所等における送迎バス等安全対策支援補助金	900,000	900,000	0
合 計	58,523,580	58,452,580	71,000

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

## 9 社会福祉法人 東萌会 (荒川区立南千住七丁目保育園)

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

荒川区立南千住七丁目保育園（以下「南千七保育園」という。）の指定管理者である社会福祉法人東萌会（以下「東萌会」という。）は、事務所を埼玉県越谷市七左町一丁目347番地に置き、平成16年12月21日に設立された法人である。

東萌会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、保育所の経営、地域子育て支援拠点事業の経営等の第2種社会福祉事業を行っている。

#### (1) 指定管理業務及び施設概要

指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

- ア 入所児童の生活指導、保健衛生その他児童の処遇に関する業務
- イ 施設、付属設備及び備品の管理保全（構造躯体に影響を及ぼさない修繕及び整備を含む。）に関する業務
- ウ 施設内の清潔の保持及び整頓その他環境整備に関する業務
- エ 災害の防止に関する業務
- オ 施設の管理運営等にかかる経理に関する業務
- カ 特別保育事業に関する業務
- キ 上記に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

施設概要及び年齢別定員・入所児童数は次表のとおりである。

所在地		(令和5年4月1日現在)		
		区分	定員	入所児童数
施設概要	荒川区南千住七丁目20番13号			
	構造・規模：鉄骨造・2階建て			
	敷地面積：1272.41㎡	①0歳児	12名	12名
	延床面積：997.78㎡	②1歳児	15名	15名
	主な施設：①0歳児室 64.98㎡	③2歳児	24名	16名
	②1歳児室 53.51㎡	④3歳児	30名	27名
	③2歳児室 50.91㎡	⑤4歳児	35名	25名
	④3歳児室 61.04㎡	⑥5歳児	35名	29名
	⑤4歳児室 62.30㎡	計	151名	124名
	⑥5歳児室 64.62㎡			
	⑦一時保育室 21.54㎡			
⑧遊戯室 96.47㎡				
⑨調理室 41.76㎡				
⑩事務室・医務スペース 39.68㎡				
⑪子育て交流サロン 28.93㎡				

#### (2) 施設の職員体制

南千七保育園の常勤の職員体制は、指定管理責任者1名、園長1名、事務長1名、保育士28名（非常勤3名）、看護師3名、栄養士1名、調理員6名（外部委託）である。

## 2 区との財政援助等の関係

区は、東萌会に対して南千七保育園（指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで）の指定管理業務に関する経費として指定管理料を支出している。このほか、区は事業に要する経費の一部について補助金を支出している。

## 第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

### 1 監査の着眼点

#### (1) 東萌会

ア 指定管理事業は適正かつ効率的に履行されているか

イ 指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか

#### (2) 子ども家庭部

ア 東萌会に対する指導監督は適切か

イ 指定管理料の支出等の手続は適切か

### 2 監査の範囲

令和5年度の指定管理事業について実施した。

### 3 監査日

(1) 東萌会 令和7年1月31日（委員監査・事務監査）

(2) 子ども家庭部 令和7年1月31日（委員監査・事務監査）

## 第3 監査の結果

令和5年度の指定管理の事業実績は次表のとおりである。

(単位：円)

収入額		257,437,079
内 訳	指定管理料	251,523,606
	その他収入	5,913,473
支出額		244,650,405
内 訳	運営費	24,484,156
	管理費	36,017,951
	人件費	181,675,010
	修繕費	2,473,288
	その他支出	0
収支差額		12,786,674

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

# 10 社会福祉法人 聖風会

(荒川区立特別養護老人ホームグリーンハイム荒川)  
(荒川区立グリーンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター)

## 第1 監査対象の概要

### 1 団体の概要

荒川区立特別養護老人ホームグリーンハイム荒川（以下「特養」という。）及び荒川区立グリーンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター（以下「通所」という。）の指定管理者である社会福祉法人聖風会（昭和29年12月28日設立。以下「聖風会」という。）は、事務所を足立区花畑四丁目39番10号に置き、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービスセンター等の経営を行っている。

#### (1) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

##### ア 特養

- (ア) 介護保険法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービスに関する業務
- (イ) 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護に関する業務
- (ウ) 介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護に関する業務
- (エ) その他、区長が必要と認める業務

##### イ 通所

- (ア) 介護保険法第8条第7項に規定する通所介護に関する業務
- (イ) 介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護
- (ウ) 介護保険法第8条の2第13項に規定する介護予防通所介護に関する業務
- (エ) 介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1号イに規定する基準に基づくものに限る。）
- (オ) 家族又は介護者に対する指導及び相談に関する業務
- (カ) その他、区長が必要と認める業務

#### (2) 施設の職員体制

特養の職員体制は、管理者1名、生活相談員1名、看護職員5名、介護職員57名、介護支援専門員1名、その他14名で構成されている。

通所の職員体制は、管理者1名、生活相談員4名、看護職員2名、介護職員11名、機能訓練指導員3名、その他6名で構成されている。

## 2 区との財政援助等の関係

特養及び通所（指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで）は、利用料金を団体の収入とし指定管理事業に充てているため、区は指定管理事業に要する経費を支出していないが、介護保険外事業業務の委託料を支出している。

そのほか、区は経営支援の補助金を交付し、地域包括支援センター及び高齢者みまもりステーション業務委託等の委託料を支出している。

## 第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

### 1 監査の着眼点

#### (1) 聖風会

ア 指定管理事業は適正かつ効率的に履行されているか

イ 指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか

#### (2) 福祉部

ア 聖風会に対する指導監督は適切か

### 2 監査の範囲

令和5年度の指定管理事業について実施した。

### 3 監査日

(1) 聖風会 令和7年2月5日（委員監査・事務監査）

(2) 福祉部 令和7年2月5日（委員監査・事務監査）

### 第3 監査の結果

令和5年度の指定管理の事業実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

施設名	特養	通所
収入額	443,827,257	74,879,610
内訳	介護保険事業収益	74,666,234
	その他の収入	213,376
支出額	431,364,948	89,687,996
内訳	運営費	12,319,847
	管理費	9,242,367
	人件費	66,089,167
	修繕費	1,015,190
	その他支出	1,021,425

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

登録 (06) 0121号